

2025年10月

令和7年台風第22号に伴う災害により
被害を受けられました皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和7年台風第22号に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
東京都	島しょ利島村（とうしょとしまむら） 島しょ新島村（とうしょにいしまむら） 島しょ神津島村（とうしょこうづしまむら） 島しょ三宅村（とうしょみやけむら） 島しょ御蔵島村（とうしょみくらじまむら） 島しょ八丈町（とうしょはちじょうまち） 島しょ青ヶ島村（とうしょあおがしまむら）	2025年10月8日（水）

以上